

始良市農業委員会総会議事録（令和元年7月）

1. 開催日時 令和元年7月31日（水） 午後1時30分～午後4時
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
10. 議案第 8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について

11. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
12. 農地あっせんの経過報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係主任主査
農政課課長補佐兼始良農林水産係長

		<p>始良市農業委員会総会議事録（令和元年7月）</p> <p>（大会議室に全員着席）</p>
	事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長		<p>ただいまから、令和元年度 第4回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は <u>18名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長		<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
	事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長		<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
	委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長		<p>それでは、4番委員、5番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 日程第2 会議書記の指名 —————</p>
議 長		<p>つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了ま</p>

	<p>での間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
	<p>—————</p> <p>議案第1号</p> <p>—————</p>
議 長	<p>それでは、日程第3 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から22番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は1ページからです。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は7月31日、契約の始期は8月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で2件、3年間で3件、5年間で11件、6年間で1件、10年間で5件で、合計22件となっております。面積につきましては、合計212,991㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから8ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から22番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から22番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から22番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>

議案第2号	
議 長	<p>次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>まず、1番についてですが、議事参与制限により、関係者がいらっしやいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>1番の関係者、11番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	<p>(11番委員退席)</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、9ページからです。今月の申請件数は、5件となっております。</p> <p>まず、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人 神奈川県平塚市在住の〇〇、売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字妙見水流〇〇番 田で、経営合計面積が4,694㎡です。</p> <p>以上で1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番推進委員です。報告します。</p> <p>令和元年7月15日、譲受人宅を訪問し、調査を行いました。稲作機械等すべて揃っておりまして、問題はないと思います。また、技術的にもベテランでもあり、問題はないと考えております。現場もきちっと整備されており、保全管理もされておりました。</p> <p>よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり決定いたしました。 1 1番委員は着席してください。</p>
	<p>委員 (1 1番委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、2番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 池島町在住の〇〇。譲渡人 北山在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は北山字若宮脇〇〇番〇 田、同字〇〇番〇田、それと字南俣〇〇番〇 田、それと字二牧畑〇〇番〇 畑の合計4筆の合計面積が7, 960㎡です。 以上で2番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 15番委員です。それでは調査報告をいたします。 令和元年7月18日、譲渡人宅を訪問し、譲受人共々に、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。えっとこれは、親子による贈与で、譲受人の息子さんが、後継者になります。そんでまあ譲渡人は北山で、いちごも結構作っていらっしやって、機械等はすべて揃っております。それで、労力のほうも譲受人の奥さん共々いらっしやって、まだ譲渡人も出来るということで、これからやっていかれるそうです。 よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 中津野在住の〇〇。譲渡人 大阪市西淀川区在住の〇〇他2名の売買による所有権移転です。申請地の所在は北山字鑓〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、それと字名川内〇〇番〇 田の合計3筆の面積の合計が2, 084㎡です。 以上で3番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員</p> <p>はい、15番委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>令和元年7月19日、譲渡人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。えっと譲受人本人は、北山には住んではいないんですが、北山のほうにも耕作され、あと住吉近辺にも、2町歩を超えるほどの稲作をやっておられます。よって機械も全部揃っておりまして、ほんで労力のほうも、娘さんのお婿さんなんか数名いらっしゃって、あとこれに関しては、お孫さんが、後継者になるということで、今、学校のほうに行かれております。</p> <p>よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市吉野町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字下城〇〇番 田の1筆です。面積569㎡です。</p> <p>以上で4番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに、補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい、11番推進委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>令和元年7月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。えー譲受人ですが、会社員で出張が多く、当日は、あの一3連休でたまたま帰省されておられました。譲り受ける畑の場所は、市営横尾口団地付近で、定年後に家庭菜園を計画しているということでございました。えーと現地は耕作が5年程度されていないということでしたが、まあ、耕作には支障なしと考えて、考えました。労働力は専ら奥さんと本人の二人ということです。自宅からは5分程度で、行き来出来ます。機械は草刈機1台、管理機1台を確認いたしました。農地は田を蒲生町久末地内に2,736㎡所有されていますが、貸し付けているとのことでした。取得後の農地面積は、4,185㎡となります。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は 蒲生町北在住の〇〇。譲渡人は 蒲生町北在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町北字権坪〇〇番〇 田、面積2,367㎡です。</p>

議 長	<p>以上で5番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の5番に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、4番委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>令和元年7月23日、譲受人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。本人は、軽トラック、草刈機等持っておりまして、耕作については、だいぶ委託であります。管理については親子で、現在実施しております。へて本人もで一水路の係等やっております、地域に十分貢献されております。</p> <p>当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から5番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番から5番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番から5番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は11ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。</p>

議 長	<p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は始良市蒲生町在住の〇〇、土地の所在は蒲生町下久徳字堤田〇〇番〇 畑、486㎡です。当初の転用目的は中古車展示場で、平成29年5月10日に5条許可がなされています。変更後の目的は、一般住宅であり、理由としましては、現在実家にて生活しているが、老朽化により、今回申請地に住宅を建築したいためということでございます。なお、議案第4号の2番と関連がございます。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局説明に関連して、12番推進委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、12番推進委員です。説明申し上げます。えー農地区分は第1種農地であります。第1種農地の許可の例外であり、集落接続施設に該当するため問題ございません。申請地の位置でございますが、下久徳いきいき交流センターから、東に約150mの位置です。造成工法は現状のままということです。被害防除現況は東は水路、西が市道、南が里道、北が雑種地です。資力ですが、自己資金と融資で対応するという事です。申請実現の確実性ですが、自己資金、融資証明もあり、確実でございます。特記事項は特にございませぬ。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2番についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は変更前は始良市加治木町在住の〇〇、変更後が西餅田在住の〇〇、土地の所在は西餅田字辰喰〇〇番〇 田、1,203㎡です。当初の目的が宅地造成で、令和元年6月5日に5条許可がされています。変更後は、その1,203㎡のうち52㎡を駐車場ということです。理由としましては、申請地の宅地造成計画を知り、現在まで駐車場として一部使用していたので、今回正式に許可を取り、駐車場として利用したいということです。なお、議案第5号の13番と関連がございます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、12番委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての13番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、12番委員でございます。報告いたします。農地区分は第3種</p>

	<p>農地で問題ありません。申請地の位置は、五社神社から、西に約250mの位置でございます。被害防除といたしまして、現況は、東が宅地、西が転用地、南が転用地、北が水路でございます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実である。特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3番についての説明を求めます。</p> <p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は加治木町反土在住の〇〇、土地の所在は西餅田字辰喰〇〇番〇 田、1, 203㎡のうち996㎡です。目的のほうは、変わらず、令和元年6月5日に5条許可を出されています。理由としましては、宅地造成で許可を取っていたが、東側地権者より一部駐車場52㎡として利用したい希望と、また、西側残地の部分155㎡は地盤調査の結果、軟弱地盤で宅地に不向きであり、再度、事業計画の変更の申請をするためということでございます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、12番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、12番委員でございます。報告いたします。議案第3号の2番とあの場所是一緒のところでございます。えーと農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、五社神社から、西に約250mの位置でございます。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西が田、南が宅地、北が水路。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実である。特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査員としましては、承認意見であります。この土地のですね、あの一入り口は、ここにある水路に橋を架けてあの一通路として使われるとのことでした。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>これより、議案第3号 農地転用事業計画変更申請についての1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p>
	<p>1番から2番について説明をお願いします。</p>
	<p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は12ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p>
	<p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p>
	<p>申請人は、池島町在住の〇〇。土地の所在が、北山字南俣〇〇番〇田、〇〇番〇田の計2筆 合計面積が3,494㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林であり、理由としましては、耕作不便であり、イノシシによる被害もあるため、クヌギを植えて山林としたいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。また、こちらにつきましては、30a超えの案件であり、県農業会議ネットワーク機構への、意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p>
	<p>はい、15番委員です。えーと農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、北山下組お寺となっておりますが、この馬場地区公民館のまあ近所なので、同じところだと思ってください。から北東に約300mの位置です。被害防除の現況としまして、東が山林、西が始良市道、南が田と山林、北も山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員として、許可意見であります。</p>
	<p>以上、報告いたします。</p>

議 長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町下久徳字堤田〇〇番〇 畑、486㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工はありませんが、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で、1棟92.74㎡です。理由としましては、現在の住まいが老朽化のため、申請地に住宅を建築したいとのことです。自己資金と融資で対応し、改良区のほうは除外済みのため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付があります。こちらは、議案第3号の1番と関連がございます。また、こちらは、第1種農地の案件のため、県農業会議ネットワーク機構への、意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>本案件につきましては、議案第3号 1番で、12番推進委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>これより、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、2件とも県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p> <p>次に、日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から16番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は13ページから17ページでございます。今月の申請件数につきましては、16件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は住吉在住の〇〇、譲渡人は東京都小平市在住の〇〇、土地の所在は住吉字野添〇〇番〇 田、254㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、通作路がなく、耕作が不便なため、クヌギを植えて山林としたいということです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、隣接地の〇〇番〇、令和元年6月に5条許可です。671㎡と一体利用し、全事業面積が925㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、2番推進委員です。それでは報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、新照寺から東に約300mの位置であります。被害防除の現況であります。東が山林、西が転用地、南が山林、北が山林ということになります。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実であるということです。それから条件及び特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は京都府京都市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、貸人が西餅田在住の〇〇、土地の所在は西餅田字口坪〇〇番 畑、〇〇番 畑の計2筆合計面積が1,318㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由としましては、日当たりが良好であり、太陽光発電所に最適と判断したためとなっております。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、4番推進委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、森山公民館から北東に250mの位置です。造成は盛土で0.5から1m。土留めで、土留め打ちです。被害防除の状況は現況は、東が畑で、西が農道、南が田んぼ、北が宅地と畑となっております。資金のほうは、自己資金で、証明もあり、确实であります。関係機関との協議は不要となっております。条件及び特記事項はありません。転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。 借人は鹿児島市在住の〇〇、貸人は西餅田在住の〇〇、土地の所在は西餅田字クミ迫〇〇番〇 田、340㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟、146.01㎡で、理由としましては、申請地を使用貸借にて、自己用住宅を建築したいとこのことです。融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらのほうにつきましては、隣接地の〇〇番〇 2.02㎡、〇〇番〇 24.88㎡と一体利用し、全事業面積が366.90㎡となっております。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、13番委員です。 農地区分は第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、始良駅南公民館から東に100mの位置です。被害防除現況、東が市道、西が宅地、南は里道、北が市道。申請現実の确实性としては、融資証明もあり、确实である。条件及び特記事項はありません。転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としては、許可意見であります。 報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は西餅田在住の〇〇、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇、土地の所在は船津字永迫〇〇番〇 田、717㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で2棟、121.97㎡です。理由としましては、この申請地の土地を購入し、自宅を建築したいとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書があります。なお、被害防除計画書と面積超の500㎡の面積超の理由書が添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、15番委員です。えーと農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、ろうけん大楠から南東に約200mの位置です。被害防除の現況としまして、東が市道、西が宅地と道路、南が田、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であり、条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は上名在住の〇〇、譲渡人は熊本県菊池市在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字ユル木堂〇〇番〇 田、115㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は看板用地と駐車場で、理由としましては、自宅が近く車の交通量も多く、宣伝効果があり、駐車場として、付近道路が便利であるということです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また被害防除計画書の添付もがございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、7番推進委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>農地区分につきましては、第3種農地で、問題はございません。申請地の位置は、中福良後公民館から北東に約200mのところがございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>す。被害防除の現況は、東が市道、西も市道、南が宅地、北が市道となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項につきましては特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は上名在住の〇〇、譲渡人は加治木町反土在住の〇〇、土地の所在は加治木町反土字古川〇〇番〇 田、241㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、駐車場として付近道路が便利であるためということです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また被害防除計画書の添付もございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、7番推進委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>農地区分につきましては、第3種農地で、問題はございません。申請地の位置は、加治木小学校から北に約100mのところでございます。被害防除現況は、東が市道、西が水路、南が荒地、北が市道となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は加治木町反土在住の〇〇他1名、譲渡人は加治木町小山田在住の〇〇他3名です。土地の所在は加治木町木田字東三本松〇〇番〇畑、663㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅と動物病院であり、1棟272.65㎡です。理由としましては、動物病院及び自己住宅を建築し、その経営を行うことで自己の生活安定を図るものであるということです。融資で対応し、</p>

議 長	<p>土地改良区の意見書の添付がございます。また被害防除計画書と500㎡超えの、面積の理由書が添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、16番委員です。報告をいたします。</p> <p>立地基準・農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、南九州病院から北東に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が店舗、西が宅地、南、市道、北、宅地というふうになっております。申請実現の確実性につきましては、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 脇元在住の〇〇、譲渡人 池島町在住の〇〇。土地の所在は西餅田字下亀泉院〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑の計2筆、合計面積が691㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、現在の駐車スペースが狭く、その拡張計画に至るとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、13番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題なし。老人ホームののどか接続地です。被害防除現況は、東は宅地、西が宅地、南が畑、北は宅地。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇他1名、譲渡人 鹿児島市在住〇〇。土地の所在は平松字宮島〇〇番〇 畑、70㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は公衆用道路で、理由としましては、昭和53年に購入したが、転用許可と移転登記が未済のままである為ということです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。なお、顛末書と被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>はい、4番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、だいわ始良店から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地と畑、南が公道、北が宅地となっております。これはもう、何年ですけ、昭和53年に購入されてから、道路として使っているということで、あの一申請実現の確実性は、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>西餅田在住の〇〇、譲渡人が 霧島市隼人町在住の〇〇。土地の所在は池島町〇〇番〇 畑、365㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟106.81㎡で、理由としましては、現在、借家で手狭なため、申請地に自己の住宅を建築したいということです。自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、4番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、池島公</p>

	<p>園から南西に約100mの位置です。造成は現状のままで、土留めは塀ブロックを40cmということです。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地となっております。自己資金と融資で賄い、自己資金融資証明も有り、申請実現は確実であります。関係機関の協議は不要となっております。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇、譲渡人 西餅田在住の〇〇。土地の所在が東餅田字北五反畑〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が208㎡。もう一人の譲渡人が、東餅田在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字北五反畑〇〇番〇 畑、631㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、安定した生活設計を図るため、駐車場で、普通車18台に利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、16番委員です。報告をいたします。</p> <p>立地基準・農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置が、コスモス始良店から東に約70mの位置です。被害防除の現況が、東が宅地、西 市道、南が市道、北が宅地というふうになっています。申請実現の確実性にしまして、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人 増田在住の〇〇、土地の所在は増田字川畑〇〇番〇 畑、174㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり10ha</p>

	<p>未満の区域内の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は建売住宅で1棟、60.76㎡です。理由としましては、せいかんな住宅街で、近隣には小学校も近く、住宅環境が整っているためということです。融資で対応し、改良区のほうは区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、12番委員でございます。報告いたします。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置が、船津公園から、北に約250mの位置でございます。被害防除の現況といたしまして、東が畑、西が畑、南が河川、北が市道でございます。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇、譲渡人 加治木町反土在住の〇〇。土地の所在は西餅田字辰喰〇〇番〇 田、1, 203㎡のうち52㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、駐車場が狭く、現在まで許可を取らずに駐車場として利用していたため、今回正式に許可をとり駐車場としたいということです。自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となっております。なお、始末書と被害防除計画書の添付がございます。また、議案第3号の2番と関連があります。隣接地〇〇番〇236.19㎡と、すいません。こちらの隣接地の一体利用の事業はまちがいでありますので、削除をお願いします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>すいません。備考のもう一度申し上げます。この隣接地〇〇番〇以下の4行の文面につきましては、まちがいでございますので、削除がたお願いします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件につきましては、議案第3号 2番で、12番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p>

議 長	次の、14番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは14番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土在住の〇〇、譲渡人 愛知県刈谷市在住〇〇他1名です。土地の所在は加治木町反土字萩原屋敷〇〇番〇 畑、461㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、小学校も近く住居環境が整っているため、宅地造成9区画としますとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。こちらにつきましては、隣接地の〇〇番〇 362㎡、〇〇番〇 355.87㎡、〇〇番〇 220.14㎡、〇〇番〇 519.40㎡、〇〇番〇 148.89㎡、〇〇番〇 445.50㎡と一体利用とし、全事業面積が2,512.80㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、16番委員です。報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から北東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が山林、南が荒地、北が宅地となっております。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>報告を終わります。</p>
議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは15番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は脇元在住の〇〇他1名、譲渡人 大島郡与論町在住の〇〇。土地の所在は平松字村前〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が297㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟117.47㎡で、理由としましては、現在借家で手狭なため、自己の住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明

	<p>をお願いします。</p> <p>委員 13番委員です。 農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置はですね、始良衛生有限会社から北東に20mの位置です。被害防除現況は、東が道路、西が道路、南が宅地、北は市道。申請実現の確実性としては、融資証明もあり、確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としては、許可意見であります。 以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人 東餅田在住の〇〇。土地の所在が東餅田字三角〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑の計2筆、合計面積が445㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的が運動場及び駐車場で、理由としましては、職員・保護者の来所時の駐車場及び通所者の機能回復運動場として、利用する計画であります。自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地の〇〇番 502㎡、〇〇番〇 131.88㎡、〇〇番〇 18.36㎡と一体利用し、全事業面積が1,097.24㎡となっております。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>13番委員です。 農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、並木東公民館から東に50mの位置。被害防除現況は、東が宅地、西は宅地、南は畑、北は宅地。申請実現の確実性は、自己資金及び融資証明もあり、確実である。条件特記事項はなし。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査員としては、許可意見であります。 以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦勞様でした。 これより、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から16番までについて、一括して質疑に入ります。</p>

		質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から16番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数] 賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長		————— 議案第6号 —————
議 長		次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は18ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者につきましては〇〇で亡くなっております。土地の所在は西餅田字内雨乞〇〇番、田、188㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第三種農地と判断されます。使用目的につきましては、盛土をして畑で、理由としましては、今後、畑の状態で管理していきたいということです。なお、被害防除計画書の添付がございます。以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。4番推進委員です。報告いたします。農地区分は、第3種農地。申請地の位置は、クオラ病院から北に約200mの位置です。造成は盛土、0.5から1.5mです。土留めは不要となっております。被害防除の現況は、東が宅地、西が田、南が田、北が宅地です。営農計画書も有り確実であります。条件及び特記事項は、おもに、特にありませ

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ん。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>終わります。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は蒲生町下久徳字下城〇〇、田、569㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり、10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第二種農地と判断されます。使用目的は畑で、理由としましては、用水の確保が困難なため、畑として利用したいとのこととございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、12番推進委員です。えー農地区分は第2種農地で、問題はありません。申請地の位置でございますが、横尾口団地公民館から、北西に約100mの位置でございます。造成工法は現状のままということです。被害防除現況は東は荒地、西が畑、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性ですが、排水路が現在ないために、排水路を取っていただければ、畑として、利用していただけるのではないかと思います。特記事項は特にございません。現地調査員としましては、承認意見でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。申請人は鍋倉在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は鍋倉字総禅寺〇〇番〇、田、401㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施工もなく、農地の広がり、10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第二種農地と判断されます。使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、土砂が溜まり沼地になっており、用水の確保が困難なためということです。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、15番委員です。申請地の位置は、帖佐小学校から、北に約100mの位置です。被害防除の現況としまして、東が荒地、西も荒地、</p>

	<p>南が畑、北が荒地です。申請実現の確実性としましては、田として耕作が不便なため、確実であります。条件及び特記事項としまして、まだ右側のほうが、田んぼというか沼地になってて、排水を取らんと畑にはならんのではないかなと思って、排水のお願いをしてあります。総合意見としましては、現地調査員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>これより、議案第6号 1番から3番について一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>5番委員。</p>
委 員	<p>えっと、ちょっとお聞きしますけども、この1番のかたなんですけれども、あの一申請実現の確実性について、営農計画書があるということで、これ、田から畑にするのに、営農計画書が必要になるんですかね。</p>
事務局	<p>はい、えっとただいまの質問でございますが、一応あの一何を作物を作るとか、どういう風に耕作をするのとか、一応記入をしていただいて、その計画書の添付をしていただくということでしてございます。</p>
委 員	<p>そこから、提出するとか、ないですよ。どっかに提出するとか、そういうことは、ないわけですよ。ただ、書いてもらうだけでしょ。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番から3番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

議案第7号	
議 長	<p>次に、日程第9 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）について、ご説明いたします。総会資料は19ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は東京都江東区在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は加治木町木田字市ノ頭〇〇番〇 田、181㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は通路であります。補助事業につきましては、平成26年県営農村振興総合整備事業、加治木町木田地区であります。理由としましては、隣接宅地への通路として、利用したいためということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、7番推進委員です。それでは、調査報告をおこないます。</p> <p>農地区分につきましては、農用地区域内の農地でございます。申請の位置でございますが、上木田自治公民館から、北に約250mの位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が田、南が市道、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、申請地は角地であり、ほかの除外要件を満たしているため、確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は鹿児島市在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は蒲生町下久徳字下原田〇〇番〇 畑、651㎡です。変更前の用途区分は農地で、補助事業は、平成12年県営中山間地域農村振興総合整備事業、下久徳地区施工地であります。変更後の用途は一般住宅であり、理由としましては、現在借家で手狭なため、今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築したいためということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、15番委員です。 申請地の位置ですが、かしわのかりやから、北に約60mの位置です。被害防除の現況としまして、東が水路、西も水路、南も水路、北は畑です。申請実現の確実性としまして、申請地は農業振興地域の角地であり、ほかの要件もみなしており、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 11番推進委員。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。 7号の2番の〇〇さんですが、5条申請が4ヶ月ほど前に、出ております。で、そのおりに改良区から、あの意見書を出しているんですが、まあこの書類がですね、ページでいうと参考資料の92ページですね。農政課のほうをやっぱ書いてあります。この農政課のほうからもですね、意見書を、改良区からの意見書を求められるんですが、これは5条申請のものを理由をと、まあコピーか、そこらはよくわからないんですが、そういうことは、出来ないんでしょうか。</p>
事務局	<p>まずこの案件がですね、まだ5条許可の申請が出てないところあります。なので、まずこの農振除外の意見をこちらのほうに聞かれてから、以後、おそらくこれが許可になったのちに、5条申請が出ると思われます。以上でよろしいですか。</p>
委 員	<p>はい、5条はまだ、出てないんですけど。改良区からはですね。とにかく同じ文言を2通発行しているんですよ。まあ、じゃ5条が出ていないということだったら、本人のあの都合でしょうから、そこらへんね、まあ、じゃーこれが一応あの一通って次に5条という、方法になるわけですね。</p>
事務局	<p>はい。今のご質問のとおり、こちらのほうに5条の相談は出てありまして、まずはその農振除外のほうの、申請をして、許可が出たら、その後、5条の申請を出すという風に流れになっておるようでございます。 以上です。</p>

	委員	はい、わかりました。ありがとうございました。
	委員	[挙手]
議長		はい、1番委員。
	委員	1番委員です。確認ですけども、19ページのこの1番のほうで、〇〇さんの案件ですかね、補助事業との関連のなかで、平成26年県営農村振興総合整備事業木田地区というのがあるんですが、この確認ですけども、この事業で年次的なその整備をですねしたかどうかの確認なんですけども、これをやれば、事業完了8年はね、出来ないというのがありますけども、この案件の、この今度のここはどうなんでしょう。書いてあるんですけども、年次的な整備の事業の有無。
	事務局	すみません。こちらのまちがいで、ここの補助事業の関連は、対象になっていない用地のようでした。申し訳ございませんでした。削除をお願いします。
	委員	了解しました。
議長		ほかにございませんか。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第8号 —————
議長		次に、日程第10 議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてを議題に供します。 1番から3番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）につい

	<p>てご説明申し上げます。総会資料は20ページです。今月の申請につきましては、売渡2件、貸付1件となっております。参考資料につきましては98ページからありますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、まず1番を、ご説明申し上げます。</p> <p>内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番〇畑、1, 641㎡です。申請人は加治木町本町在住の〇〇、希望売渡価格は農業委員会に一任ということです。</p> <p>以上で1番の説明を終わります。</p> <p>次に、2番をご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町小山田字下市来原〇〇番畑、3, 216㎡です。申請人は霧島市溝辺町在住の〇〇、希望売渡価格は総額200万円ということです。</p> <p>以上で2番の説明を終わります。</p> <p>次に、3番をご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、貸付です。土地の所在が、船津字下水流〇〇番〇畑、231㎡です。申請人は船津在住の〇〇です。希望貸付期間は農業委員会に一任、希望小作料は無償ということです。</p> <p>以上で3番の説明を終わります。以上で議案第8号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第8号 1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>12番委員。</p>
委 員	<p>12番委員でございます。この1番の案件につきましては、基盤整備地区の周辺部にあたるところでございます。しかしながら買い手の確保はついております。もともとあのこの〇〇さんが、〇〇の営業マンのかたに、農業を辞めたいというような話をされたそうで、その方からその買い手の方に、こういう物件があるんだけど、買わないかということですね、話その買い手の方が、わたしに相談がございました。ここに倉庫もあるんですが、倉庫、倉庫の中にはトラクタも入っております。これを全部まとめてあの、売渡したいというようなことですね、その買い手のかたが条件としてつけられたのが、この〇〇ですよ地番が、この周りの〇〇、〇〇、ここをなんか一緒に耕作できないかと、今はあの〇〇さんというかたが耕作されております。そいでここを、このあとの2筆を耕作出来れば買って良いというような話ですね、このあのその耕作者の〇〇さん、そしてあの地主さんの〇〇さん、〇〇さんという方にご相談をしましたら、そういうことならいいですよと、了解をしてくださいました。</p>

	<p>ほいであの合意解約をして、今のところ、今日もあの一農地利用集積のところで、もう利用権をあの一済んでおります。だからこの案件が受理されましたら、速やかにあっせんをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	事務局。
	事務局 買い手もだいたい決まっているということなので、げんに進めていけばよろしいかと思ひます。
議 長	1 2 番委員よろしいですか。今の答弁で。ほかにございませんか。
	委 員 [挙 手]
議 長	はい、8 番委員。
	委 員 8 番委員です。えーと 2 番の件について、お聞きいたします。えーどうせ会長のもとには、小山田の 3 人の名前が、載っていると思ひますが、この〇〇さんの職業は何ですか。
	事務局 〇〇さんのご主人がおられまして、その方が会社員です。ご本人は主婦でございません。
	委 員 そしたらこの畑には、何が植えてありますか。
	事務局 お茶ですね。
	委 員 はい。お茶が植えてあります。そいで、お茶をそのお茶つきで売るのが。抜根して売るのが。そこらあたりがわからんと、隣も両サイドもお茶畑です。だけど品種が違えば、隣の人も購入するというのが難しいんで、まあそこらへんを、ちよっとお聞きしたかったです。以上です。
	事務局 出来ればお茶ごと、売りたいです。
	委 員 わかりました。
議 長	それでよろしいですか。それでは、ほかにございませんか。質疑はございませんか。
	委 員 「質疑・意見なし」

議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
議 長	<p>委員 「意見なし」</p> <p>意見がないようでございますので、いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。よろしいでしょうか。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての、</p> <p>1番については、12番委員、16番委員、6番推進委員に</p> <p>2番については、3番委員、8番委員、5番推進委員に</p> <p>3番については、3番推進委員に</p> <p>お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>委員 「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>
議 長	<p>事務局</p> <p>次に日程第11 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。7月は6件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（7月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。</p>

議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 2 番委員。
	委 員	1 2 番委員でございます。 この2番の〇〇さんと〇〇さんの合意解約のなかで、楠原の〇〇番は、まちがいじゃないですか。1筆しか合意解約はしておりませんが。〇〇番は合意解約をして。
議 長		事務局。
	事務局	もう一度確認しまして、1 2 番委員に報告いたします。
	委 員	はい。
議 長		確認のうえで、報告しますということですが、1 2 番委員よろしいですか。
	委 員	はい。
議 長		それでは、ほかにございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので それでは、この案件は報告ですので これで終わりたいと思います。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に日程第1 2 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 資料の2ページをご覧ください。2 2 番につきましては、今月の議案第1号1 0 番で、利用権が決定されたとおり、あっせんが成立しましたので、終了となります。 以上で報告を終わります。
議 長		ただ今、事務局からの説明が終わりました。あっせん委員の皆さんか

		ら、何か報告等ございませんか。
	委員	「報告なし。」
議長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— その他 —————
議長		それでは日程第13 その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委員	[挙手]
議長		12番委員。
	委員	○ 農業新聞新規購読者加入促進の呼びかけ。
議長		ほかにありませんか。 ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局のほうから、何かありませんか。
	事務局	○ 農業新聞新規購読者加入促進のお願い。 ○ 人・農地プラン説明会についての説明。 ○ 利用権設定申請時の注意点についての説明。 ○ 農業委員会業務必携についての説明。 ○ 農地利用最適化交付金についての説明。 ○ 農業委員会だよりについての説明。
議長		ほかにありませんか。
	委員	[挙手]
議長		1番委員。
	委員	○ 農業委員会だよりについての意見。 ○ 人・農地プランについての意見。
議長		ほかにありませんか。
	委員	[挙手]

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>5番委員。</p> <p>○ 農業委員会だよりについての意見。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和元年度 第4回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>〔閉会〕</p>
<p>事務局長</p>	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____